

平成 27 年度地方公共団体の財政の健全化
に関する法律に基づく資金不足比率
審査意見書

神奈川県監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定に基づき、平成 28 年 8 月 25 日付けで提出があった平成 27 年度資金不足比率及び関係書類について審査した結果、同比率に対する意見を合議により次のとおり決定した。

平成 28 年 10 月 3 日

神奈川県監査委員	真 島 審 一
同	高 岡 香
同	太 田 眞 晴
同	土 井 りゅうすけ
同	赤 井 かずのり

第1 審査の対象

平成27年度決算に基づき、知事から提出された下表の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。算定の基礎となる事項の概況は第4のとおりである。

事業会計	平成27年度 資金不足比率	参 考
		経営健全化基準
水道事業会計	-	20%
電気事業会計	-	
公営企業資金等運用事業会計	-	
相模川総合開発共同事業会計	-	
酒匂川総合開発事業会計	-	
病院事業会計	2.8%	
流域下水道事業会計	-	

注) 経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条による。

第2 審査の内容

審査は、次の点に主眼をおいて行った。

- 資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成され、それに基づく資金不足比率は正確であるか
- その他資金不足比率について意見書に記載すべきことはないか

第3 審査の結果

1 資金不足比率の正確性に関する意見

審査に付された資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、それに基づく資金不足比率は正確なものと認められた。

2 資金不足比率の動向に関する意見

病院事業会計を除く各会計では、前年度と同様に資金不足が生じておらず、特に意見はない。

平成27年度末をもって廃止された病院事業会計においては、流動負債が流動資産を上回ったため資金不足が生じているが、これは、廃止に当たって病院債の一部を繰上償還したこと及び汐見台病院の民間事業主体への移譲に伴う影響が主な原因である。

第4 審査対象の概況

(百万円)

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
水道事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(18,402)	(21,779)	(22,598)	(20,845)	(18,422)
	分母	事業規模	53,318	52,913	52,328	50,805	50,533
	資金不足比率						
電気事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(17,583)	(13,568)	(19,032)	(20,366)	(27,017)
	分母	事業規模	7,598	7,474	7,440	7,600	7,601
	資金不足比率						
公営企業資金 等運用事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(20,728)	(22,337)	(31,359)	(31,718)	(29,081)
	分母	事業規模	594	1,696	558	527	542
	資金不足比率						
相模川総合 開発共同事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(269)	(269)	(269)	0	0
	分母	事業規模	1,431	1,429	1,311	1,396	1,468
	資金不足比率						
酒匂川総合 開発事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(231)	(237)	(237)	0	0
	分母	事業規模	982	917	869	1,013	1,081
	資金不足比率						
病院事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(894)	(831)	(870)	(664)	101
	分母	事業規模	4,152	4,325	4,285	4,120	3,568
	資金不足比率						2.8%
流域下水道 事業	分子	資金不足額 (資金剰余額)	(2,252)	(2,220)	(2,235)	(1,970)	(2,187)
	分母	事業規模	7,196	7,674	8,453	9,028	9,630
	資金不足比率						